**平成２１年（フ）第１５０号**
北海道苫小牧市字沼ノ端622番地の17　フローレンス優Ａ205号
債務者　吉田　　茂
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２１年（フ）第８９２号**
仙台市若林区沖野３丁目17番３号
債務者　川崎　真一
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第９１２号**
仙台市若林区中倉１丁目25番20号　岡崎アパート203
債務者　川原　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第９１７号**
宮城県亘理郡山元町大平字宮前27番地２
債務者　片岡　宏文
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第９１８号**
宮城県亘理郡山元町大平字宮前27番地２
債務者　片岡　順子（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第９２２号**
仙台市若林区六丁の目中町５番３―101号
債務者　伊藤　円佳
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第８１号**
秋田県鹿角市十和田毛馬内字押出54番地７　コーポ水車Ｃ―１
債務者　奥村　隆信
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２１年（フ）第２１８号**
福島市岡部字内川原93番地の10
債務者　菅野　克子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
福島地方裁判所

**平成２１年（フ）第６３号**
茨城県筑西市一本松924番地４、前住所茨城県筑西市茂田1642番地１
債務者　大山　　榮
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２１年（フ）第１０９号**
茨城県筑西市一本松924番地４、前住所茨城県筑西市茂田1642番地１
債務者　大山智惠子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２１年（フ）第１４５号**
茨城県常総市水海道森下町4498番地　旭ルーミー清水103号
債務者　長谷川　敦
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２１年（フ）第１５０号**
茨城県筑西市丙217番地、前住所茨城県筑西市女方69番地10　レオパレス21亜紀102
債務者　永島　　知
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２１年（フ）第５７３号**
千葉市中央区祐光２丁目11番12号　ＳＫマンション711号
債務者　関　　彬夫
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第５８８号**
千葉県市川市香取１丁目15番27号　ビベンダⅠ―202号
債務者　石川　雪江
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第５９３号**
千葉県市原市藤井２丁目117番地
債務者　鈴木　利佳
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第６０６号**
千葉市若葉区貝塚町1194番地２　第２本橋フラワーマンション305号
債務者　大港　　久
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２１年（フ）第６２１号**
千葉市若葉区みつわ台５丁目35番２号　みつわ台ファミリオＡ202号
債務者　服部由美子（旧姓梅下）
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係